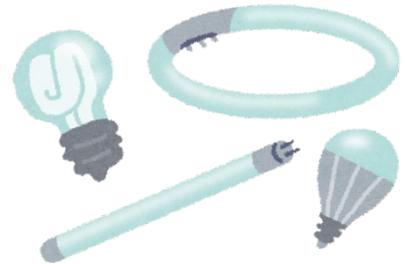




## さらば蛍光灯、 2027年問題とは？

最近、“蛍光灯 2027年問題”とテレビのニュースやCMなどでも流れていますが、どういうことかご存じでしょうか。何となく、蛍光灯がなくなるらしいとはわかるかもしれませんが、何故なくなるのでしょうか。2027年問題について理解を深めていただくために、その背景をまとめてみました。



### ●水銀と蛍光灯（蛍光ランプ）

蛍光灯には水銀が使用されています。蛍光灯に電流を流すと、電極から放出される電子が、ランプの水銀原子と衝突して紫外線を出し、この紫外線がガラス管内面に塗布されている蛍光体に吸収され可視光線を放射するのです。

水銀は、常温で液体である唯一の金属元素です。水銀は金属水銀の他に、水銀イオン ( $\text{Hg}_2^{2+}$ ) や二価水銀イオン ( $\text{Hg}^{2+}$ ) などを含む無機水銀化合物、そして炭素原子と結合した有機水銀の形で存在します。一度環境中に出されると、分解されずに自然界を巡り、時には海の生き物の体内に取り込まれ、体内で濃縮されます。水銀は毒性が高く、公害病である水俣病<sup>※1</sup>を誘発する原因として知られています。

※1 水俣病とは、化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物を、魚、エビ、カニ、貝などの魚介類が直接エラや消化管から吸収して、あるいは食物連鎖を通じて体内に高濃度に蓄積し、これを日常的にたくさん食べた住民の間に発生した中毒性の神経疾患です。出典：環境省水俣病情報センター ([http://nimd.env.go.jp/archives/minamata\\_disease\\_in\\_depth/](http://nimd.env.go.jp/archives/minamata_disease_in_depth/))

### ●なぜ蛍光灯がなくなるのか

蛍光灯 2027年問題とは、2023年11月に開催された「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、水銀による環境の汚染を防止するため、2027年末までに全ての一般照明用蛍光ランプ<sup>※2</sup>についての製造・輸出入の禁止が決定され廃止されることです。

「水銀に関する水俣条約」とは、日本の水俣病の教訓を背景に、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀の採掘から貿易、使用、排出、放出、廃棄等に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める国際条約です。2013年10月に熊本県で開催された外交会議で採択され、2017年に発効しました。蛍光灯の他にも水銀は私たちの身の回りの様々な製品に使われていましたが、既に体温計や血圧計、そして消毒薬（いわゆる赤チン）などで水銀を使用したものは製造禁止になっていますし、ボタン電池などで水銀を含むものも2025年末で禁止され、水銀を含まないものになります。

※2：一般の住宅や商業施設等の建物において専ら人の一般的な生活や活動のための用途のものを示しています。

### ●2027年末に使用もできなくなるのか

2027年末以降の製造及び輸出入が禁止されますが、在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能

です。ただし、製造及び輸出入が終了しますので、いずれは入手することができなくなります。経済産業省や環境庁では、蛍光灯の製造・輸出入の廃止のお知らせとともに、LED照明への計画的な切り替えを勧めています。

### ●蛍光灯からLED照明に切り替えるのはどうすればよい…事故に注意！！

LED照明に変更するには、「照明器具ごとLED用に交換する方法」と「既設の照明器具のまま蛍光灯ランプをLEDランプに交換する方法」があります。「既設の照明器具のまま蛍光灯ランプをLEDランプに交換する方法」は、不適切な組み合わせをしたことによる事故が発生する場合があります。購入前にLEDランプの注意表示等をよく読み、蛍光灯器具の点灯方式に応じたLEDランプを選びましょう。また、ランプ交換後、異常がないか確認をしてください。照明器具も使用年数に伴い劣化します。使用環境や点灯時間にもよりますが、15年が耐用の限度とされています。10年を過ぎた照明器具は、外観だけでは判断できない内部の劣化が進行しており、不点灯や発煙、コンデンサ破裂といった思わぬ事故が発生する場合があります。わからない場合は電気店や工事業者にご相談ください。

### ●取り替えた蛍光灯の廃棄はどうすればよい

水俣条約には、2017年より事業活動で利用されている蛍光灯は、水銀使用の表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となっています。産業廃棄物は排出事業者自ら処理することが義務づけられています。都道府県知事から水銀使用製品取扱いの許可を受けた産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。家庭で使用していたものを廃棄する際は、お住まいの自治体のルールに従って出してください。

廃止期限がきてもすぐに入手できなくなるわけではありませんが、徐々に品薄になり必ず在庫はなくなります。蛍光灯からLED照明にスムーズに切り替えるための参考にしていただければ幸いです。

#### 参考にした情報

- ・環境省水俣病情報センター：水俣病と水銀について  
[http://nimd.env.go.jp/archives/minamata\\_disease\\_in\\_depth/](http://nimd.env.go.jp/archives/minamata_disease_in_depth/)
- ・経済産業省：蛍光灯からLED照明への切り替えはお済みですか？  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/joho/led\\_shomei/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/led_shomei/index.html)
- ・(一社)日本照明工業会：蛍光灯ガイドブック
- ・経済産業省・環境省：一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は2027年までに廃止されます  
<https://www.env.go.jp/content/000200659.pdf>
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構 注意喚起：「さらば蛍光灯、ようこそLED〜でもランプ交換 ミスると事故に〜」  
<https://www.nite.go.jp/data/000157280.pdf>